

[資料]

ブータン王国憲法草案

2005年8月15日公表

共訳

ペマ ギャルポ
金田 有司

訳者まえがき

昨今、ヒマラヤの 2 つの王国が世界の注目を浴びている。一つ、ネパール王国においては、ギャネンドラ国王が全権を掌握し、絶対君主制を再現しようと企てた為、国民の猛烈な反発を受け、王制そのものの存在が危うい状態に陥っている。もう一つ、ブータン王国においては、ワンチュク国王が自らの王位に定年制を敷く等の民主化に着手し、更には新憲法が制定される 2008 年にその王位を皇太子に譲位し退位することを発表するなど、国民を驚かせている。国王の指示で最高裁判所長官を中心とした憲法制定委員会において、立憲君主制に基づく、新たな憲法草案が出来上がり、国王自ら先頭に立ち、皇太子と共に全国を歴訪しながら国民に内容の説明を行い、最終的な手続きへと着実に前進している。

ここに、まだ不完全ではあるが、その全文の訳を試みた。この憲法は、34 章、345 条にも及ぶ比較的長編憲法であり、宗教用語等を意図的に使用している為、現代日本語に訳する際に困難に直面したが、注釈などを付けることによって、出来るだけ原文のニュアンスを忠実に生かせるよう努めた。その為、意識よりも直訳的な要素が多く、文章が滑らかでない為、今後、更に数回訳し直す覚悟で、取り敢えず内容を資料として提供することに努めた。

各方面からの御批評並びに御批判を頂き、より良い訳へ向かっての一步にしたいと願っております。また、内容等に関する建設的な御助言等、ありましたら訳者の責任において最高裁判所長官へフィードバックを行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ペマ ギャルポ

前文

我々、ブータン王国国民は、仏陀、神の保護、指導者の英知、燦然たる我が国の永遠なる繁栄及びジグメ・シンゲ・ワンチュク国王陛下の統率力から明瞭な恩恵を授かる。

常に、国家の主権を強固なものとし、自由の天恵を守り、正義と平和を保障し、人々の結束、幸福及び福祉を高めることを我ら自身に厳粛に誓う。

===年==月==日、これをブータン王国の憲法として定め、ここに公布する。

第 1 章 ブータン王国

- 1 条 ブータンは主権王国であり、その主権はブータン国民に存する。
- 2 条 政治形態は、民主的立憲君主制である。
- 3 条 ブータンの国際的国境は、不可侵であり、又如何なる領域や国境の修正も国民議会議員総数の 4 分の 3 以上の同意により決せられることとする。
- 4 条 ブータンの領土は、郡¹及び市²より成り立つ 20 の県³によって構成される。如何なる県又は郡の領域及び境界の修正も、国民議会議員総数の 4 分の 3 以上の同意により決せられることとする。
- 5 条 ブータンの国旗及び国章については、本憲法の補則第 1 条に規定する。
- 6 条 ブータンの国歌については、本憲法の補則第 2 条に規定する。

1 ゲエオク (Gewog)

2 トオルムデ (Thromde)

3 ゾオンガツク (Dzongkhags)

- 7 条 ブータンの建国記念日は、毎年 12 月 17 日とする。
- 8 条 ゾンカ語はブータンの国語である。
- 9 条 本憲法は、国家の最高法規である。
- 10 条 ブータン領土において有効な全ての法律は、国会による変更、破棄又は改正が行なわれるまで、有効なものとする。但し、如何なる法律規定も、本憲法が効力を発する前または後に制定されたかに関わらず、本憲法と一致しないものは、無効とする。
- 11 条 最高裁判所は、本憲法の保持機関であり、その解釈に最終権限を有する。
- 12 条 鉱物資源、河川、湖及び森林に関する所有権は、国家に属し、国家の資産であるゆえ、法律によって規制される。
- 13 条 行政府、立法府及び司法府は、分離し、本憲法によって定められた範囲以外での、相互侵犯を認めない。

第 2 章 君主制

- 第 1 条 ブータン王国の国王陛下は国家元首であり、王国及びブータン国民の統合の象徴である。
- 第 2 条 ブータンの政教複合体制 (Chhoe-sid-nyi)⁴ は、国王に一致し、一仏教徒として、この政教一致の堅持者である。
- 第 3 条 ブータンの黄金の玉座の継承者は、ブータン国王ウギェン・ワンチュクが土の申年の 11 ヶ月目の 13 日、すなわち 1907 年 12 月 17 日に厳かに即位して以来、正統な子孫によって、以下のように継承されてきた。
- (a) 合法的な婚姻の下に誕生した子孫にのみ認められる。
 - (b) ブータン国王の退位又は崩御を受け、直系子孫への世襲継承によって認められる。年功序列の順、又王子は王女に優先権

4 政教一致を意味し、その 2 元性又は 2 重性を指す。政教分離の反語。

を持ち、必要条件の下に認められる。又、最年長王子に不足が生じた場合には、ブータン国王の神聖な職務により王位に最も相応しい王子又は王女を選び、その即位を宣する。

- (c) 王妃が妊娠中にブータン国王が崩御した場合、もし第 3 条 (b) に該当する継承者が存在しない場合には、その子をもって継承者とする。
- (d) もしブータン国王に直系子孫が存在しない場合には、ブータン国王の最直近の傍系子孫の中から、年長者に優先権を与え、直系子孫の基準に応じて認められる。
- (e) 身体的又は精神的障害により、国王の任務遂行が不可能である場合は、継承が認められない。
- (f) 王位を継承する権利が与えられた者でも、生来のブータン国民以外と婚姻している場合、その権利は認められない。

第 4 条 王位継承者は、⁵プナカ城にてシャブドゥルグ・ガワン・ナムギェルの聖なる遺品から王位を示すスカーフ (Dar)⁶を受け取り、黄金の王座に即位する。

第 5 条 ブータン国王の王位即位時に、王家、国会議員及び第 19 条に記される各官庁の長によるブータン国王への「忠誠の宣誓」が行なわれる。

第 6 条 65 歳になられたブータン国王は、皇太子又は皇太妃が成人している場合に、その王位を譲り退位する。

第 7 条 下記項目に該当する場合には、第 9 条の下、摂政委員会が置かれる。

- (a) 王位継承者が 21 歳に達していない場合。
- (b) ブータン国王が一時的な精神的又は身体的障害により、国王の任務遂行が不可能となった場合、国民議会議員総数の 4 分の 3 以上によってその設置を決議することが出来る。

5 原文ゾンカ語版では、「プンタンカの城」となっている。

6 祝福の際に与える布製の旗を指す。

- (c) ブータン国王が公式宣言にて、国王の任務遂行を一時的に辞した場合。

第 8 条 下記の者により構成される摂政委員会は、本憲法の下、ブータン国王に与えられた諸権限を連帯責任において行使する。

- (a) 国王諮問機関⁷により任命された、王家の年長者。
- (b) 総理大臣。
- (c) ブータン最高裁判所長官。
- (d) 国民議会議長。
- (e) 国民評議会議長。
- (f) 野党党首。

第 9 条 第 7 条 (b) 及び第 7 条 (c) に該当する場合において、法定推定継承者が 21 歳に達している場合、法定推定継承者とされるブータン国王の子孫が、その権利により摂政委員会の代わりに、摂政となる。

第 10 条 摂政委員会委員は、自らの責任を忠実に果たすことを国民議会に対し「忠誠の宣誓」をする。

第 11 条 ブータン国王が任務遂行する能力を回復した時又は第 7 条 (b) の下、ブータン国王が任務遂行を再開した際には、直ちに、国会の決議により公式発表としてその結果は公示される。

第 12 条 王家は、現在と過去の君主、その王女及び合法的な婚姻の下に誕生した王家の血をひく子孫によって構成される。

第 13 条 ブータン国王及び王家には、下記項目の権利が与えられる。

- (a) 国民議会によって定められた法律に応じた、国家からの年金受領資格。
- (b) 公的又は私的用途の為の住宅や土地の供給を含む、全ての権利と特権。
- (c) 第 13 条 (a) 及び第 13 条 (b) によって与えられる、王室⁸

7 明治憲法の枢密院に類似している。

8 生活費等の諸経費を指す。

の年金及び資産に対する徴税の免除。

第14条 国王諮問機関は、ブータン国王によって任命される2名及び内閣によって指名される1名によって構成される。国王諮問機関は、下記に対し責任を負う。

- (a) ブータン国王及び王家の特権に付随する諸問題。
- (b) 王家の行為に付随する諸問題。
- (c) 王位及び王家に関する問題に対するブータン国王への助言。
- (d) 君主の資産に付随する諸問題。
- (e) その他、ブータン国王によって指揮された事柄。

第15条 ブータン国王は、神聖であり、その行為及び言動は、裁判の対象にはならない。

第16条 ブータン国王は、その任務として、下記を実行することが出来る。

- (a) 伝統及び慣習に基づく称号及び勲章、大臣の地位を象徴するスカーフ、並びにダショーの称号の地位及び名誉を示す赤いスカーフの授与。
- (b) 国籍の授与、地縁又は職縁による扶助組合 (kidu)¹⁰ 及びその他の扶助組合の承認、なお参照及び記録の為、全ての扶助組合承認勅令 (kasho) の写しは、国民評議会へ回付される。
- (c) 大赦、特赦及び減刑の許可。
- (d) 国民議会に提出する法案及びその他の事項に対する指揮。
- (e) 本憲法又はその他の法律によって規定されていない事柄に対する権限の行使。

第17条 ブータン国王は、国賓の歓迎及び他国への公式訪問に着手することによって、他国との親善と友好の促進に努めることが出来る。

第18条 ブータン国王は、ブータン国民の最善の利益及び福祉の為に、

9 貴族の身分を指す、或いは、マレーシアのタン、シリ又はダトゥに類似した意。

10 ki は喜び、du は悲しみを意味する。

本憲法を保護及び擁護する。

第19条 ブータン国王は、国王直筆の署名と印章を備えた令状をもって下記を任命する。

- (a) 第 21 章第 4 条に該当する最高裁判所長官。
- (b) 第 21 章第 5 条に該当する最高裁判所裁判官。
- (c) 第 21 章第 11 条に該当する高等裁判所長官。
- (d) 第 21 章第 12 条に該当する高等裁判所裁判官。
- (e) 第 23 章第 5 条に該当する選挙管理委員会委員長及び委員。
- (f) 第 24 章第 2 条に該当する王立会計監査院長官。
- (g) 第 25 章第 2 条に該当する王立公職人事委員会委員長及び委員。
- (h) 第 26 章第 2 条に該当する反汚職委員会委員長及び委員。
- (i) 官公庁業務普及促進委員会からの推薦に基づく名簿から防衛軍の長。
- (j) 第 28 章第 2 条に該当する司法長官。
- (k) 総理大臣からの推薦に基づくブータン中央銀行総裁。
- (l) 第 29 章第 1 条に該当する賃金委員会委員長。
- (m) 総理大臣からの推薦に基づく内閣官房長官。
- (n) 国民議会議長及び国民評議会議長からの推薦に基づく各議会の事務局長。
- (o) 総理大臣からの推薦に基づく大使及び領事。
- (p) 適切な規則及び規制に応じ、功労及び年功序列の基礎の下、王立公職人事委員会より指名を受け、総理大臣からの推薦に基づく政務次官。
- (q) 王立公職人事委員会より指名を受け、総理大臣からの推薦に基づく県知事。

第20条 ブータン国王は、本憲法を故意的に侵害した場合又は永続的な精神障害に陥った場合には、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 25 条に規定される手順に従い、国会の両院合同会議による決議を受け、王位を退位する。

- 第21条 国会議員総数の3分の2以上の総意により、第20条に規定されるいずれかの項目に該当する動議が提出された場合、その動議は、国会の両院合同会議において審議が行なわれる会議事項に含まれる。
- 第22条 ブータン国王は、国王自身又は代理人を通し、書面又は国会の両院合同会議での演説により動議に返答出来る。
- 第23条 ブータン最高裁判所長官は、第21条で規定された国会の両院合同会議において議長を務める。
- 第24条 国会の両院合同会議において、国会議員総数の4分の3以上の総意により退位についての動議が可決された場合、当該決議は、承認又は否認を問う国民投票に付託される。
- 第25条 当該国民投票の決議が王国の全県から数えられた投票総数の単純過半数によって可決された場合、ブータン国王は、その王位を法定推定継承者に譲位する。
- 第26条 国会は、国民投票を行わずして、如何なる法律の制定及び第1章第2条及び本章の条項を改正する権力を行使しない。

第3章 精神的遺産

- 第1条 仏教はブータンの精神的遺産であり、これは平和、非暴力、慈悲及び寛容の原理及び価値を助長する。
- 第2条 ブータン国王は、ブータン国内における全ての宗教の擁護者である。
- 第3条 国家の精神的遺産を促進すると共に、ブータンの政治から宗教を分離し、その存続を保障することは、宗教組織及び聖職者の責任である。宗教組織及び聖職者は、政治を超えて存続する。
- 第4条 ブータン国王は、4人の大師 (Lopon)¹¹ からの推薦に基づき、

11 教官の意であり、日本での貫首又は管主を指す。

精神的指導者の 9 つの性質に恵まれ、博学で完璧 (Ked-dzog)¹² な存在、並びにドゥルクパ・カギュー派 (Druk-lu)¹³ に応じて定められた博学で尊敬に値する僧をブータンの中央僧院の大僧正 (Je Khenpo) として任命する。

第 5 条 大僧正法王は、僧院事務委員会からの推薦に基づき、精神的指導者の 9 つの性質に恵まれ、博学で完璧な存在である僧を 4 人の大師として任命する。

第 6 条 僧院事務委員会の委員は、下記の者から構成される。

(a) 委員長として、大僧正。

(b) 中央僧院の 4 人の大師。

(c) 公職である僧院事務委員会の書記官。

第 7 条 中央僧院及び国内各地の県僧院は、国家から継続的に十分な資金及びその他の施設を受領する。

第 4 章 文化

第 1 条 国家は、国民の社会的及び文化的生活をより豊かにする為、“遺跡”、“芸術的又は歴史的に重要な場所及び物体”、“城 (Dzongs)”、“神殿 (Lhakhangs)”、“寺院 (Goendeys)”、“聖地 (Nyes)”、“仏像、仏画及び仏典 (Ten-sum)”、“言語”、“文学”、“音楽”、“視覚芸術”及び“宗教”を含む国家の文化遺産の保存、保護及び促進に努める。

第 2 条 国家は、文化を発展の強力な原動力と認識し、進歩的社会のようにより持続可能な伝統的な価値及び制度の継続的発展の強化及び促進に努める。

12 ked は優れた又は博学を意味し、dzog は完璧さを意味する。バジュラヤナ修行の修了と進化の段階を成し遂げた状態を指す。

13 シャブドゥルング・ガワン・ナムギェルによって確立されたブータン仏教の宗派。

第 3 条 国家は、地方の芸術、習慣、知識及び文化についての研究を保護及び奨励する。

第 4 条 国会は、ブータン社会の文化的豊かさという根源を促進する為に必要と思われる法律を制定することが出来る。

第 5 章 環境

第 1 条 全てのブータン人は、現在及び将来の世代の利益の為、王国における自然資源及び環境の受託者であり、自然環境の保護、ブータンの恵まれた生物多様性の保全、並びに環境にやさしい行動及び政策の実行や支持を通し、騒音、視覚及び身体的な公害を含む、全ての形態の環境破壊の防止に貢献することは、全ての国民の基本的義務である。

第 2 条 王国政府は下記項目を実行する。

- (a) 原初環境の保護、保全及び改善、並びに国家の生物多様性を保護する。
- (b) 汚染及び自然環境の退廃を防ぐ。
- (c) 正当な経済及び社会の発展を促進する一方、環境的にバランスの取れた持続可能な発展を保障する。
- (d) 安全で健康的な環境を保障する。

第 3 条 政府は、国家の自然資源の保存及び生態系の破壊を妨げる手段として、ブータン全国土の最低 60 パーセントが常に森林に覆われている状態が維持されることを保障する。

第 4 条 国会は、自然資源の持続可能な使用及び世代間の公平を維持することを保障する環境保護の法律制定及びその自らの生物学的な資源に対し、国家の主権的権利を再確認することが出来る。

第 5 条 国会は、国家の如何なる地域についても国立公園、野生生物保護区、自然保護区、森林保全区、生物保護区、重要流域及びその他保護に値する分類として法律により宣言すること出来る。

第 6 章 国籍

第 1 条 両親ともブータン国民である者は、生来のブータン国民である。

第 2 条 1958 年 12 月 31 日、又はそれ以前にブータンに居住した者及びその氏名がブータン政府の公式記録に登録されている者は、登記によるブータン国民である。

第 3 条 帰化による国籍取得を申請する者は、下記項目に該当しなければならぬ。

- (a) 最低 15 年間、ブータンに合法的に居住した者。
- (b) 国内又は国外において、刑事犯による投獄刑の如何なる記録を持たない者。
- (c) ゾンカ語による会話及び筆記が出来る者。
- (d) ブータンの文化、習慣、伝統及び歴史について、正しい知識を有する者。
- (e) ブータン国王、王国及び国民に対する反逆活動を行なった記録を持たない者。
- (f) ブータン国籍を与えられる際に、もし如何なる外国籍を有していたら、それを放棄する。
- (g) 規定されたように、ブータン国王、王国及び国民 (Tsawa-Sum) への忠誠を公式宣誓する。

第 4 条 帰化による国籍の授与は、ブータン国王の勅令によって付与される。

第 5 条 ブータンの如何なる国民が外国籍を取得した際には、その者のブータン国籍は無効となる。

第 6 条 本章の条項及び国籍法に従い、国会は、国籍に関わる他の全ての問題を法律により規定する。

第7章 基本的権利

- 第1条 ブータン国民は、生命、自由及び個人の安全についての権利を有し、法の適正手順に該当する場合を除きその諸権利は奪われない。
- 第2条 ブータン国民は、言論、意見及び表現の自由についての権利を有する。
- 第3条 ブータン国民は、思想、道義心及び宗教の自由についての権利を有する。何人も、強制又は勧誘などによって無理やり他の信仰へ帰依させられない。
- 第4条 出版、ラジオ及びテレビ、並びに電子化を含む、その他の情報普及形態についての自由を有する。
- 第5条 ブータン国民は、情報の権利を有する。
- 第6条 ブータン国民は、投票の権利を有する。
- 第7条 ブータン国民は、ブータン国内における移動及び居住の自由についての権利を有する。
- 第8条 ブータン国民は、公職に就く為の平等な機会及び権利を有する。
- 第9条 ブータン国民は、資産を所有する権利を有するが、国会により制定された法律に該当する場合を除き、ブータン国民以外の者への土地又はその他の不動産の販売又は譲渡についての権利は有しない。
- 第10条 ブータン国民は、あらゆる合法的な商売、職業又は仕事を行なう権利を有する。
- 第11条 ブータン国民は、等価労働に対し、等価報酬を受け取る権利を有する。
- 第12条 ブータン国民は、国家の平和及び統一に有害な団体の会員以外による平和的集会の自由及び結社の自由という権利、並びに如何なる団体にも無理やり所属させられない権利を有する。
- 第13条 ブータンにいる全ての人は、その者が著者又は創造者である科

学的、文学的又は芸術的作品に由来する本質的な利益についての権利を有する。

第14条 何人も、公共目的及び法律の規定に応じた公正な補償の支払いが行なわれた場合を除き、買収又は接収による不動産の没収を受けない。

第15条 全ての国民は、法の下に平等であり、平等で効果的な法の保護が与えられ、故に人種、性別、言語、宗教、政治又はその他の理由により差別されない。

第16条 政治犯として告発された者は、法律に応じ有罪が証明されるまで無罪であるとみなされる権利を有する。

第17条 何人も、拷問又は非情、残酷、もしくは品位を下げるような取り扱い又は刑罰を受けない。

第18条 何人も、その者のプライバシー、家族、家庭又は通信への独断的、もしくは非合法的な干渉、又その者の信用と評判への非合法的な非難を受けない。

第19条 何人も、独断的な逮捕又は勾留を受けない。

第20条 何人も、その者が選んだブータン人合法弁護人への相談及び代弁される権利を有する。

第21条 本憲法によって与えられた権利にも関わらず、国が下記項目に直面した場合、本章の如何なる規定も、法による道理にかなった制限の支配から国を妨げることは出来ない。

(a) ブータンの主権、安全、統一及び統合の利益。

(b) 国家の平和、安定及び福祉の利益。

(c) 諸外国との友好的な関係の利益。

(d) 犯罪の扇動。

(e) 国家業務又は公的職務の遂行に関連して受け取った情報の暴露。

(f) 他の者の権利と自由。

第22条 ブータンにいる全ての人々は、本章第 21 条及び法律によって規定された手順に従い、本章によって与えられた権利の執行に

ついで、最高裁判所又は高等裁判所において、適切な訴訟手続を開始する権利を有する。

第8章 基本的義務

- 第1条 ブータン国民は、ブータンの主権、統合、安全及び統一を保存、保護、そして維持し、更にそれが求められた時、義務兵役に報いる。
- 第2条 ブータン国民は、国家の文化及び遺産を保存、保護及び尊敬する義務を負う。
- 第3条 ブータン国民は、宗教的、言語的、地域的又は地方的な多様性を超越し、ブータンの全ての人々の間の寛容さ、相互尊重及び同胞精神を助長する。
- 第4条 何人も、国旗及び国歌を尊重する。
- 第5条 何人も、他の者を傷害、拷問又は殺す行動、テロリズム、女性、子供又はその他の者の虐待を許容又はそれに参加してはならず、そのような行動を防ぐ必要な手段を執ることが出来る。
- 第6条 何人も、自然災害時及び事故の被害者に対し、最大限の可能な範囲において、救助を行なう責任を負う。
- 第7条 何人も、公共財を守る責任を負う。
- 第8条 何人も、法律に応じ、税金を納める責任を負う。
- 第9条 全ての人々は、正義を支持し、不正行為に対抗して行動する義務を負う。
- 第10条 全ての人々は、法律の助力として行動する義務を負う。
- 第11条 全ての人々は、本憲法の規定を尊重及び厳守する義務及び責任を負う。

第 9 章 国政原理

- 第 1 条 国家は、世界の平和と友好に専心した進歩的で豊かな国家において、ブータン国民の高い生活水準を保障する為、本章に定められた国政原理の適用に努める。
- 第 2 条 国家は、国民総幸福量 (Gross National Happiness) の追求を可能にするそれらの必要条件を促進することに努める。
- 第 3 条 国家は、法治国家、人権及び人間の尊厳の保護、並びに人々の基本的人権及び自由の保障を基本とし、圧制、差別及び暴力のない市民団体の創造に努める。
- 第 4 条 国家は、非合法的な傍受又は妨害から、ブータンの全ての人々の電話、電子、郵便又はその他の通信を保護することに努める。
- 第 5 条 国家は、公正、透明及び敏速な手順によって、正義を供給することに努める。
- 第 6 条 国家は、正義を守る為、訴訟経費扶助の供与に努め、それは経済的又はその他の障害の理由により何人も拒絶されない。
- 第 7 条 国家は、王国の異なった地域に住む、個人や人々の間の所得の不平等化、富の集中の最小限化、並びに公共施設の公平な分配を促進する政策の創造及び実施に努める。
- 第 8 条 国家は、全ての県を異なった必要性の下、公平に扱う、すなわち、その国家資源の分配は、比較可能な社会経済の発展に帰着することを保障するように努める。
- 第 9 条 国家は、経済の独立独行の達成、並びに開放的及び進歩的な経済の促進に努める。
- 第 10 条 国家は、商業の独占を防ぎ、公正な市場競争によって、民間企業の発展を促進及び育成する。
- 第 11 条 国家は、国民による十分な生計の確保を可能にする為、生活状態の改善に努める。
- 第 12 条 国家は、働く権利、職業指導及び訓練、並びに公正で好都合な

労働環境の保障に努める。

- 第13条 国家は、労働時間の無理のない制限及び周期的有給休暇を含む、休む権利と余暇の権利の保障に努める。
- 第14条 国家は、その者の仕事に対し、公正で妥当な報酬を受ける権利の保障に努める。
- 第15条 国家は、人類の個性の完全な発展を目指し指導される教育と共に、全人口の知識、価値及び技術の改善及び向上を目的とする教育の供給に努める。
- 第16条 国家は、10年学級まで、学校の全ての子供たちに無料の教育を提供し、又技術的及び専門的教育は一般的に利用出来るよう整備し、その高等教育は、成績を基礎として全ての国民に平等に開かれている。
- 第17条 国家は、公私の範囲において起こる人身売買、売春、虐待、暴力及び職場での嫌がらせや脅迫を含む、女性に対する全ての形の差別及び搾取を解消する適切な対策をとるよう努める。
- 第18条 国家は、人身売買、売春、虐待、暴力、自尊心を傷つけるような扱い及び経済的搾取を含む、あらゆる形態の差別及び搾取から、子供たちを守ることを保障する適切な対策をとるよう努める。
- 第19条 国家は、地域生活内の協調性や広範囲な家族構成の統合に資する必要条件を促進するよう努める。
- 第20条 国家は、仏教的精神及び普遍的な人類の価値を根源とする望ましく慈悲深い社会の純粋で持続可能な発展を可能とする環境を創造するよう努める。
- 第21条 国家は、近代的及び伝統的医学の両方において、基本的公共医療サービスを無料利用する権利を提供する。
- 第22条 国家は、その者の支配を超えた理由による病気及び身体障害、又は十分な生計資力の欠如が生じた場合、安全を提供するよう努める。
- 第23条 国家は、社会の文化的生活への自由な参加の促進、芸術及び科

学の促進、並びに科学技術の革新を助長する。

第24条 国家は、国際平和及び安全を促進する手段として、諸外国との親善及び協調の促進、国際法や条約義務に対する敬意の助長及び平和的意味による国際紛争の解決を促進するよう努める。

第10章 国会

第1条 本憲法の下、全ての立法上の権力が帰属するのはブータンを代表する国会であり、それは、ブータン国王、国民評議会及び国民議会から構成される。

第2条 国会は、政策や問題の公開再審理、法案や他の法律及び国家機能の監視を通し、政府が国益を守り、国民の目標を実現することを保障する。

第3条 国会議員の選挙は、ブータンの選挙法の規定に従う。

第4条 何人も、同時に国民評議会だけではなく国民議会、又は地方議会の議員を兼任することは出来ない。

第5条 ブータン国王は、各総選挙後最初の国会会議を召集する。

第6条 国会各会期の開始にあたって、ブータン国王は、チブドレル・セレモニー (Chibdrel Ceremony)¹⁴ と共に両院合同会議に歓迎される。各会期は、シュンデル・プスム・ソッペェ・テンデル (Zhug-drel-phunsum tshog-pai ten-drel)¹⁵ と共に開会され、又タシ・モンラム (Tashi-mon-lam)¹⁶ と共に閉会する。

第7条 ブータン国王は、適切だと考えた時又は考えられた時、いずれか一方の議会又は国会の両院合同会議の進行において、演説又は傍聴することが出来る。

第8条 ブータン国王は、適切だと考えられた時、どちらか一方又は両

14 威厳のある個性を受け取り、又敬意を表す為の厳粛な儀式。

15 王位繁栄祈願の意。

16 吉祥祈願の意。

議会に対して教書を送ることが出来る。

- 第9条 教書を受理した議会は、可能な限り早急に、教書において示された事案について審議し、ブータン国王へその意見を提出する。
- 第10条 総理大臣は、ブータン国王及び国会の両院合同会議に対し、立法府の概略及び年次概要、並びに政府の優先事項を含む、国家事情についての年次報告書を提出する。
- 第11条 国会の各議会は、手順の規則を定めることが出来、国民議会議長又は国民評議会議長は、規則に応じて、各議会の進行を指揮する。各議会は、国会業務を遂行する委員を指名することも出来る。
- 第12条 国民議会議長及び国民評議会議長は、事態の緊急性が差し迫った時、ブータン国王の命令を受け、臨時国会を召集する。
- 第13条 国会の各議員は、1票を有する。同数票の場合には、国民議会議長又は国民評議会議長が決定票を有する。
- 第14条 各議會議員総数の3分の2以上の出席は、国民評議会又は国民議会開会に対しての定数を構成する。
- 第15条 国会の進行は、公然と行なわれる。但し、国民議会議長又は国民評議会議長は、公開が公益に深刻な損害を与えられると思われる社会秩序、国家防衛又はその他の状況の重大性において、やむを得ない必要性がある場合には、進行の全部又はどの部分からでも報道機関や大衆を除外することが出来る。
- 第16条 国民議会議長は、両院合同会議の会期の間、議長を務め、議会の両院合同会議の開催場所は、国民議会の公会堂とする。
- 第17条 任期満了以外のあらゆる理由により、国会議員の地位に欠員が生じた場合、欠員を埋める為の議員選挙は、欠員が生じた日から90日間以内に行なわれる。
- 第18条 国会議員は、その責務を帯びる前、本憲法の補則第3条に規定される、「地位の宣誓又は確約」を行なう。
- 第19条 総理大臣、大臣、国民議会議長、副議長及び国民評議会議長は、公職に就く前、本憲法の補則第4条に規定される、「秘密厳守

の宣誓又は確約」を行なう。

第20条 全ての国会議員は、議会の威厳や秩序正しさを維持することに承諾し、中傷行為及び腕力の行使を止める。

第21条 国会又はあらゆる委員会の議員は、国会内での職務遂行又は投票行動の中に表現された意見についての取調べ、逮捕、勾留又は起訴から免れ、何人も国会の権威の下、作成又は出版されたあらゆる報告書、資料又は会議報告書に関して法的責任を負わない。

第22条 ここに与えられた免責は、任務遂行上、不正行為又は特定の事案に対する発言、もしくは投票に関わる不正行為への報酬として、金銭又はその他の物品を受領する等の汚職行為に関わった議員には該当しない。

第23条 国民議会及び国民評議会は、各議会最初の開会の日より5年間にわたって存続する。国民評議会は、その5年間任期を満了する一方、国民議会の早期解散は、総理大臣によるブータン国王への推薦又は政府に反対する不信任投票案が国民議会において可決されることによって行なうことが出来る。

第24条 第1章第10条を前提として効力を持続している、ブータンによって締結され存続している国際的な慣習、規約、協定、議定書及び条約を除いて、今後、政府によって適切に同意されるであろう全ての国際的な慣習、規約、協定、議定書及び条約は、それが本憲法と矛盾しない限り、国会による批准のみに基づいて王国の法律だと考える。

第 11 章 国民評議会

第1条 国民評議会は、下記から構成される25名の議員から構成される。

- (a) 20の各県から1名ずつ直接選挙によって選出される。
- (b) ブータン国王によって任命される5名の識者。

- 第 2 条 立法機能に加えて、国民評議会は、ブータン国王、総理大臣及び国民議会が注視すべき国家の安全や主権及び国民や人民の利益に影響する諸問題の再審議会の機能を果たす。
- 第 3 条 国民評議会への立候補者又は議員は、如何なる政党にも属さない。
- 第 4 条 総選挙後又は欠員補充後最初の開会時に国民評議会は、その議員の中から議長を選出する。
- 第 5 条 ブータン国王は、国王直筆の署名と印章を備えた令状によって、国民評議会議長にダキェン (Dakyen)¹⁷ の称号を授ける。
- 第 6 条 国民評議会は、年間で最低 2 回召集する。

第 12 章 国民議会

- 第 1 条 国民議会は、各県 2 名以上及び 7 名以下の議員定員という条件の下、人口に比例して各県によって選出された、最高で 75 名の議員を有することとし、その為国会は、法による適切な範囲設定によって各県が選挙区に分けられることを認め、各選挙区の有権者は、1 名の議員を国民議会へ直接選出する。
- 第 2 条 各県から選出される議員数は、各県 2 名以上及び 7 名以下という定員制限の下、10 年毎に人口変動を反映させる為、その年の国勢調査が行なわれた後に再分配される。
- 第 3 条 総選挙後又は欠員補充後最初の開会時に国民議会は、その議員の中から議長及び副議長を選出する。
- 第 4 条 ブータン国王は、国王直筆の署名と印章を備えた令状によって、国民議会議長ダキェンの称号を授ける。
- 第 5 条 国民議会は、年間で最低 2 回召集する。

17 地位と責任の称号。

第 13 章 立法手続

- 第 1 条 国会によって可決された法案は、ブータン国王の承認を受け効力を発する。
- 第 2 条 財政法案及び金銭法案は、国民議会のみから立案される一方、その他の法案はどちらの議会においても立案することが出来る。
- 第 3 条 どちらかの議会において審議中の法案は、いずれか一方の議会の閉会という理由によって、無効にはならない。
- 第 4 条 法案は、各議会における総議員数の単純過半数又は両院合同会議の際には、出席し投票する両議會議員総数の 3 分の 2 以上の多数によって可決される。
- 第 5 条 法案がある議会において提出され、可決された場合、可決された日から 30 日間以内に他方の議会へその法案は回付され、法案は、国会の次期会期中に議決される。予算及び緊急法案の際には、国会の同一会期内に議決される。
- 第 6 条 他方の議会もまた法案を可決した場合、その議会は、その法案が可決された日から 15 日間以内に承認を求める為ブータン国王へ法案を提出する。
- 第 7 条 他方の議会が法案を否決した場合、その議会は、再審議の為の修正点又は反対点と共に、その法案を立案した議会へ法案を差戻し、それが可決された時、その法案が可決された日から 15 日間以内に承認を求める為ブータン国王へ法案は提出される。
- 第 8 条 法案を立案した議会が、他の議会からの修正点又は反対点の受け入れを拒否した場合、その法案はブータン国王へ提出され、ブータン国王は、両院合同会議において法案を審議及び議決するよう議会を指揮する。
- 第 9 条 他方の議会において法案が提出された日より 30 日間以内に議決も差戻しもされない場合、その法案は、その議会において可

決されたとみなされ、その法案を立案した議会は、15 日間以内に承認を求める為ブータン国王へその法案を提出する。

第10条 ブータン国王が法案への承認を認めない場合、ブータン国王は、両院合同会議において法案を審議及び議決する為、修正点又は反対点と共に法案を差戻す。

第11条 両院合同会議における法案の審議及び可決によって、その法案は、承認を求める為ブータン国王へ再提出され、そこで承認は法案に認められる。

第14章 財政、貿易及び通商

第1条 税、公共料金及びその他の賦課金は、法律による場合を除き、課せられる又は改められることもない。

第2条 整理公債基金が創設され、そこには、法律により特定の目的へ割り当てるのではなく、全ての公金は預けられ、又そこから国家支出が支払われる。

第3条 公金は、法律に応じて支出する場合を除き、国庫から引き出されない。

第4条 国家は、公益の為、法律に応じて、貸付の増額、補助金の支給又は貸付保証を行うことが出来る。

第5条 政府は、貨幣制度と公共財源の適切な管理を行なう。それは、公共負債の利子返済が将来の世代に過度の重荷を掛けないことを保障する

第6条 政府は、頻発する支出の費用が国家の内部財源から支払われることを保障する。

第7条 最低の外貨準備金については、年間輸入額以上の費用を十分に満たすよう維持されなければならない。

第8条 年次予算は、前会計年度の予算についての報告書と共に、財務大臣によって国民議会へ提出されなければならない。

- 第 9 条 予算が、国民会議によって会計年度が始まる前に承認されなかった場合、現在の支出に対する前述の予算は、新しい予算が認可されるまで適用される。財源は、徴収され、支出は前年末に有効だった法律に応じて作られる。しかしながら、1 つ又はそれ以上の新しい予算が認可された場合、それらは有効化されなければならない。
- 第 10 条 予算に含まれない支出又は予算支出の超過だけでなく、ある部分の予算から他へ財源を流用する等の行為は、法律に応じて行なわれる。
- 第 11 条 一会計年度を越える財源は、もし支出の性格上、必要とされた場合、法律に応じて充当することが出来る。その場合、各年次連結予算はその年の割り当てられた財源を含む。
- 第 12 条 国会は、救済基金を創設し、ブータン国王は、緊急で予期しない人道的救済に対して、この基金を使用する特権を有する。
- 第 13 条 国家は、憲法で規定された独立行政に対し、十分な財政供給を行なう。
- 第 14 条 本憲法又はその他のあらゆる法律の条項に規定された内容を除いて、全県の間における物やサービスの自由な移動がある。
- 第 15 条 外国との貿易や通商は、法律によって規制される。
- 第 16 条 国会は、国家安全を守る場合を除き、独占を許すような法律を制定しない。

第 15 章 政党

- 第 1 条 政党は、他のあらゆる利益に優先して国益を保障し、又その目的の為、責任ある最良の統治の実現に向け、人民の価値や希望に基づく選択肢を提供する。
- 第 2 条 政党は、国家統一や進歩的な経済開発を促進し、国家の福祉を保障するよう努める。

第 3 条 立候補者及び政党は、選挙利益の為に有権者の扇動につながる地域主義、民族主義及び宗教に訴えることはしない。

第 4 条 政党は、下記項目に記される資格や必要条件を満たしている場合、選挙管理委員会によって登録される。

- (a) 政党の党員資格は、地域、性別、言語、宗教又は社会的出自を基礎とするものではない。
- (b) 全国的に広範な基盤による党員資格及び支援が存在し、又国家の結束と安定に専心する。
- (c) 政党は、諸外国の如何なる政府、非政府、民間組織、又は民間団体もしくは個人から金銭的或いはその他如何なる形の援助を受けてはならない。
- (d) 政党の党員は、本憲法に対し忠実な信頼と忠誠を抱き、王国の主権、安全、統一及び統合を擁護する。
- (e) 政党は、民主主義の促進、並びにブータンの社会的、経済的及び政治的發展の為、創設される。
- (f) 本章第 10 条の規定の下、過去に解散されていない。

第 5 条 国民議会での代議制は、登録された全ての政党が参加出来る予備選挙の結果によって選出された 2 つの政党によって行なわれる。

第 6 条 予備選挙は、国民議会の会期満了又は本章第 11 条による国民議会解散による総選挙に向け 2 つの政党を選出する為に行なわれる。

第 7 条 予備選挙において多数票を獲得した上位 2 政党は、本章第 5 条の下、総選挙において争う 2 つの政党として宣言される。

第 8 条 総選挙において国民議会の過半数の議席を獲得した政党は、与党、並びに他方は、野党として宣言される。しかしながら、欠員が生じたことによる補欠選挙後、もし野党が国民議会で過半数の議席を獲得した場合、その政党は与党として宣言される。

第 9 条 一方の政党に属している国民議会議員は、個人又は集団を問わず他方の政党へ離党してはならない。

第10条 政党は、下記の項目に該当する場合、最高裁判所の宣言によって解散させられる。

- (a) 政党の目的又は活動が本憲法規定に反する場合。
- (b) 外国機関から金銭或いはその他如何なる形の援助を受け取った場合、又はブータンの安全、統一及び統合に反する活動をした場合。
- (c) 国会もしくは有効な法の下によって規定された、その他の条件に該当した場合。
- (d) 選挙法に違反した場合。

第11条 国民議会の与党又は野党が本章第 10 条により解散された場合又は政府が第 17 章第 7 条により解散された場合、本章第 1 条から第 8 条の規定が適用され、国民議会もまたそれに応じて解散される。

第12条 国会は、政党の構造、機能、道德基準及び派閥組織を法律によって規制し、又会計簿の定期的な会計監査を通し、政党資金の透明性を保障する。

第 16 章 公的選挙資金

第 1 条 国会は、法律に基づき公的選挙基金を設立し、選挙管理委員会が国民議会選挙期間中の候補者及び政党に適切な資金を提供するよう熟慮した、その総額を公共選挙基金へ毎年支払わなければならない。公的選挙基金からの支出は、第 15 章第 4 条の下、選挙管理委員会によって登録された政党に対し不差別の理念に基づき、選挙管理委員会によって決められなければならない。

第 2 条 選挙管理委員会は、国民議会選挙に参加する政党及び候補者によって負うことが出来るであろう総支出額に上限を設ける。

第 3 条 政党及び候補者によって受領された資金は、国会にて策定された法律又は有効な法律に基づき選挙管理委員会によって要求さ

れる綿密な監視及び監査に従わなければならない。

第 17 章 内閣編成

- 第 1 条 ブータン国王は、国民議会において過半数の議席を得た政党の総裁又は指名を受けた者に総理大臣としてのダキェンを授与する。
- 第 2 条 何人も総理大臣職を 2 期以上続けてはならない。
- 第 3 条 ブータン国王は、総理大臣の推薦を受け、国民議会議員の中から大臣を任命及び総理大臣の助言を受けそれを解任することが出来る。
- 第 4 条 総理大臣又は大臣推薦候補者は、選出された国民議会議員であり、又自然出生によるブータン国民でなければならない。
- 第 5 条 同一県の選挙区から選出された 2 議員以上に大臣として任命される権利は与えられない。
- 第 6 条 内閣に対する不信任動議は、国民議会総議員数の 3 分の 1 以上によって提出される。
- 第 7 条 不信任動議が国民議会総議員数の 3 分の 2 以上によって可決された場合、ブータン国王によって内閣の解任を命ぜられる。

第 18 章 野党

- 第 1 条 野党は、政府及び与党が憲法の条項に応じて機能し、最良の統治を行い、又国益の促進及び人民の希望を満たすよう努めることを保障する建設的な役割を担わなければならない。
- 第 2 条 野党は、社会の全ての区分間における協調性及び国家の統合、結束性及び調和を促進しなければならない。
- 第 3 条 野党は、政府に対し健全で威厳のある対立を提供する一方、国

会での建設的及び責任ある討論に従事し、又促進することに努めなければならない。

第 4 条 野党は、国家利益に優先する党益を許してはならない。その目的は、責任的、説明的及び透明な政府を築く為でなければならない。

第 5 条 野党は、選出された内閣に対立、新しい政策立場の明確化及び公共事業の政府指導を尋問する権利を有する。

第 6 条 野党は、国家が対外危機、自然災害及びその他国家の存続が危険にさらされる国家危機に直面した際、政府を援助及び支持する。

第 19 章 暫定政府

第 1 条 本憲法の施行後、第 1 回総選挙実施の目的の為、並びに国民議会が解散されるたびにブータン国王は、選挙管理委員会が自由で公正な選挙を実施出来るよう 90 日間以内という一定期間において機能する暫定政府を任命することが出来る。

第 2 条 暫定政府は、最高顧問及び国民議会の解散後 15 日間以内にブータン国王によって任命された、その他に必要なと考えられる顧問から組織される。ブータンの最高裁判所長官は、最高顧問として任命される。

第 3 条 暫定政府が任命された際、総理大臣及び大臣の職についている者は、国民議会が解散される前に、直ちにその職から辞職しなければならない。

第 4 条 暫定政府は、政府の日常業務を遂行するが、如何なる政策決定の採択又は外国政府及び機関との如何なる協定に加入する権限は与えられてない。

第 5 条 政府は、国民議会の解散日から 90 日間以内に組織されなければならない。

第 6 条 暫定政府は、新しい国民議会が組織され、新しい総理大臣がその職に就いた日に存続を終えなければならない。

第 20 章 行政府

第 1 条 政府は、王国の主権を守りかつ強固なものとし、最良の統治を行ない、又人々の平和、安全、福祉及び幸福を保障しなければならない。

第 2 条 行政権は、総理大臣を長とし、大臣から組織される内閣に与えられる。大臣の数は、効率が良く最良の統治を行うのに必要とされる省の数により決められる。省は、大臣を任命する為の目的としては創造されない。

第 3 条 第 2 章第 16 条及び第 19 条の下、総理大臣を長とする内閣は、国際的業務を含むブータン国王の任務に対し支援及び助言を行なうが、ブータン国王はそれらの助言について全部又は一部を問わず、内閣に対し再考を要求出来る。

第 4 条 総理大臣は、ブータン国王に国際的業務を含む国務についての情報を随時提供し、又ブータン国王の要求に従いそれに関する情報及び資料を提出しなければならない。

第 5 条 内閣は下記の事柄を行なう。

- (a) 国家及び社会の発展、並びに国内外の事件から生じる諸問題の状況を評価する。
- (b) 国家活動の目標設定及びそれらを達成する為に必要とされる財源を定める。
- (c) 政府政策を計画及び調整し、それらの実施を保障する。
- (d) 国内外にて王国を代表する。

第 6 条 内閣は、本憲法に記されている民主的価値や原理の下、効率的な市民行政を促進しなければならない。

第 7 条 内閣は、ブータン国王及び国会に対し、集团的責任を負う。

第 8 条 行政府は、国会によって策定された法律又は有効な法律の如何なる条項に一致しない、又は修正、変更、もしくは変換に影響を持つ如何なる行政命令、回覧、規約又は通知を発しない。

第 21 章 司法府

第 1 条 司法府は、国民の信用及び信頼を受け、そして国民が司法の恩恵を受ける為、司法の独自性を堅持し、何事にも恐れず、臆屈をせず、意図的に決定を引き延ばさず、公平に職務を遂行し法の遵守に努め、並びに裁判の利用権利を高める為、法による支配に従い、不安、偏見又は不当な遅延なく、公正かつ独立して正義を保護、支持及び管理する。

第 2 条 ブータンの司法権力は、最高裁判所、高等裁判所、県裁判所、郡裁判所、並びに国家司法委員会の推薦に基づいてブータン国王が必要時に設置するその他の裁判所及び裁判委員会により構成される王立裁判所に帰属する。

第 3 条 最高裁判所は、記録裁判所である。

第 4 条 ブータン最高裁判所長官は、国家司法委員会との協議の上、ブータン国王直筆の署名と印章を備えた令状によって最高裁判所の裁判官又は優れた法学専門家の中から任命される。

第 5 条 最高裁判所裁判官は、国家司法委員会の推薦に基づき、ブータン国王直筆の署名と印章を備えた令状によって高等裁判所裁判官又は優れた法学専門家の中から任命される。

第 6 条 任期は下記に従う。

(a) ブータンの最高裁判所長官は、5 年又は 65 歳に達するまでのいずれか短い期間までとする。

(b) 最高裁判所裁判官は、10 年又は 65 歳に達するまでのいずれか短い期間までとする。

第 7 条 裁判長及び 4 人の裁判官から構成されるブータンの最高裁判所

は、高等裁判所の全ての事柄についての判決、命令又は決定に対し上訴を考慮する最高上訴機関であり、又その判決や命令を再審理する権限を有する。

- 第 8 条 法律又は現実の問題が最高裁判所に意見を求めることが適切である公共的重要事案及び本質に関わる場合、ブータン国王はその考察について最高裁判所に質問を照会することが出来、最高裁判所は照会を受け、それについての意見を国王へ提出しなければならない。
- 第 9 条 最高裁判所は、自身の動議又は司法長官、もしくは事案の当事者によって作成された依頼書に基づき、高等裁判所において係争中である本憲法解釈に関係する法律の基本的重要性についての本質的な疑問を伴うあらゆる事案を取り下げることが出来、又その事案の破棄を決定出来る。
- 第10条 最高裁判所及び高等裁判所は、本憲法及びその目的から生じた問題について独占的な司法権を持ち、各事案の状況に的確と思われる宣言書、命令、指示又は令状を発することが出来る。
- 第11条 高等裁判所の裁判長は、国家司法委員会の推薦に基づき、ブータン国王直筆の署名と印章を備えた令状によって高等裁判所の裁判官または優れた法学専門家の中から任命される
- 第12条 高等裁判所の裁判官は、国家司法委員会の推薦に基づき、ブータン国王直筆の署名と印章を備えた令状によって県裁判所の裁判官または優れた法学専門家の中から任命される。
- 第13条 高等裁判所の裁判長及び裁判官の在任期間は、10 年又は 65 歳に達するまでのいずれか短い期間までとする。
- 第14条 裁判長及び 8 人の裁判官によって構成されるブータン高等裁判所は、全ての問題に対し県裁判所及び裁判委員会に対する控訴裁判所であり、県裁判所及び裁判委員会の司法権とは別に、独自の司法権を行使する。
- 第15条 最高裁判所及び高等裁判所の裁判官の独立性は保障されているが、国家司法委員会によって不正行為が立証されたが弾劾裁判

の対象にならないと判断された裁判官は、同委員会の助言に基づき、ブータン国王の指揮権によって勧告又は停職させることが出来る。

第16条 法律に基づき国会は、公平で独立した行政裁判委員会だけでなく代替的紛争解決センターを設立出来る。

第17条 ブータン国王は、国王直筆の署名と印章を備えた令状によって国家司法委員会の構成員を任命する。国家司法委員会は、下記から構成される。

- (a) 委員長としてブータン最高裁判所長官
- (b) 最高裁判所の最年長裁判官
- (c) 立法委員会の委員長
- (d) 司法長官

第18条 全ての人々は、本憲法又は法律によってその者に与えられた権利の施行について裁判所に問題を付与する権利を有する。

第 22 章 地方政府

第 1 条 権限及び権力は、国民自身の社会的、経済的及び環境的福祉の開発及び管理に対し、国民の直接参加を促進する為、選出された地方政府に分散及び委譲されなければならない。

第 2 条 ブータンは、各 20 県内に県議会、郡委員会及び市委員会より構成される地方政府を有する。

第 3 条 地方政府は、地方の管轄内で影響を与える問題に対し、社会の考察を深める為の公開討論を提供することによって、地方の利益が国政の場において考慮されることを保障する。

第 4 条 地方政府の目的は下記の通りである。

- (a) 地方社会に対し民主的及び責任的な政府を提供する。
- (b) 持続可能な意味での地域社会に対するサービスの提供を保障する。

- (c) 地方統治の問題に対し、地域社会及び地域団体の参加を促進する。
- (d) 国会において制定された法律によって規定された、その他の責任を果たす。

第 5 条 地方政府は、その財政的及び行政的能力の範囲内において、本憲法によって規定された目的を達成する為に努力しなければならない。

第 6 条 県議会は下記から構成される。

- (a) 各郡から選出された 2 名の代表者である郡長及び副郡長。
- (b) 各市委員会から選出された 2 名の代表議員。

第 7 条 郡は、郡委員会の委員選挙の為に町村に分割される。郡の人々によって選出された郡長は、郡委員会の委員長を務める。

第 8 条 市は、市の有権者によって直接選出される市長によって統治される。市長の権力と機能は、国会において策定された法律によって定められる。

第 9 条 市は、市委員会委員選挙の為に選挙区に分けられる。

第 10 条 郡委員会又は市委員会は、7 名以上及び 10 名以下の選出された委員を有する。

第 11 条 県議会は、その議員の中から議長を選出する。

第 12 条 県議会は、郡委員会及び市委員会が年間最低 3 回召集する一方、年間最低 2 回召集される。

第 13 条 全委員数の 3 分の 2 以上の出席は、地方政府開会の為に定数を構成する為、必要とされる。

第 14 条 任期満了以外のあらゆる理由により地方政府の委員に欠員が生じた時には、欠員を埋める為に委員選挙が欠員の生じた日から 90 日間以内に行われる。

第 15 条 地方政府の委員は、その職務を帯びる前、本憲法の補則第 3 条に規定される「地位の宣誓又は確約」を行なう。

第 16 条 地方政府委員の選挙は、ブータンの選挙法の規定に応じて実施される。

第17条 地方政府選挙への候補者は、政党所属候補又は無所属候補である。

第18条 地方政府は、下記の権限及び助成を受領する。

- (a) 政府は、地方政府の行政的、専門的及び管理的能力、並びに構造的な機能性、透明性、説明責任等の向上を支援する。
- (b) 国会によって制定された法律規定の範囲内において、適切な税金、関税、通行料及びその他の料金を徴収及び収集する権限が与えられる。
- (c) 政府から年次補助金として適切な財源が与えられる。
- (d) 地方自治政府の自立自給を維持する為、国家財源の適切な割り当てが分配される。
- (e) 政府は、包括的及び集約的な地域に根ざした開発計画を支援する。
- (f) 国会が制定した法律による規定に従い、自治体は自己の資産及び会計に対し借金による債務を負う権利が与えられる。

第19条 地方政府は、配置された公務員による行政組織によって支援される。

第20条 各県は、公務員によって支援される最高行政官としての県知事を有する。県知事は、如何なる政治的關係を持たず、又国民及び国家の利益に対する最高行政官としてその責任を果たす。

第21条 県議会は解散されない限り、郡委員会及び市委員会は、各議会最初の会議の日より5年間を任期とする。

第22条 国会は、本章に記された原則を促進する為、法律によって県知事及び地方政府の権限及び機能を制限する。

第 23 章 選挙

第 1 条 本憲法の下、国民の総合的な意思は政府の基礎であり、これは定期的な選挙を通じて表現される。

第 2 条 下記の項目に当てはまる者は、選挙時に無記名投票にて行なわれる直接成人参政権による投票権が与えられる。

(a) 合法的に発行された市民カード又は国民証明書によって証明されるブータン国民。

(b) 18 歳以上の者。

(c) 投票日より 1 年以上前に、その選挙区の有権者調査に登録されている者。

(d) ブータンにて有効な法律の下、投票権を奪われた者以外。

第 3 条 自由で公正な方法により、選挙人名簿の準備、調整及び定期的な更新、選挙日程、又国会及び地方政府選挙、並びに国民投票の監視、指揮、統制及び運営について責任を負う選挙管理委員会を設置する。

第 4 条 選挙管理委員会は、国会及び地方政府議員選挙の為の選挙区の区分について責任を持つ。

第 5 条 選挙管理委員会は独立しており、総理大臣、ブータン最高裁判所長官、国民議会議長、国民評議会議長及び野党代表により共同推薦された名簿からブータン国王によって任命された選挙管理委員会委員長及び 2 人の選挙委員から構成される。

第 6 条 選挙管理委員会委員長及び選挙委員職の在任期間は、5 年又は 65 歳に達するまでのいずれか短い期間までとする。

第 7 条 国会は、法に応じて、選挙管理委員会が国民議会解散後 90 日間以内に選挙を実施し、議会を再構成することを保障する。国民評議会及び地方政府においては、各議会の任期が満了する日に合わせて、議会が再組織されるように選挙を実施することが出来る。県議会が早期に解散された場合には、解散された日より 90 日間以内に議会は再構成される。

第 8 条 国会は、国会及び地方政府議会選挙に異議を唱える選挙請願書の提出、又政党の管理規約及び選挙活動の管理規約だけではなく、国家及び地方政府議会の正当な構成に必要なその他の問題を含む選挙に関連又は関係する全ての問題に対し法律によって

規定する。

第 9 条 本憲法の下、被選挙権者の要件は下記のとおりである。

- (a) ブータン国民であること。
- (b) 最低 1 年間、当該選挙区の有権者登録簿に記載されていること。
- (c) 立候補登録を申請する時点で最低 25 歳及び最高 65 歳であること。
- (d) 国会によって規定された必要な教育水準及びその他の要件に合致していること。

第 10 条 下記の項目に該当する者は、本憲法の下、被選挙権又は議員の資格を剥奪される。

- (a) ブータン国民以外の者と婚姻している者。
- (b) 公職から解雇された者。
- (c) 如何なる刑事犯について有罪判決及び禁固刑を受けた者。
- (d) 政府に対する税金又はその他の税の未納者。
- (e) 正当な理由又は根拠が無く、法律によって規定された期日及び方法により選挙資金会計簿の提出が出来なかった者。
- (f) 政府、公営企業又は公共企業において、如何なる職を有する者。
- (g) 国会によって策定されたあらゆる法律の下、不適任者と認定された者。

第 11 条 本章第 8 条の下、国会によって策定された法律に従い提出された選挙請願書に対し本章第 10 条によるあらゆる資格剥奪者は、高等裁判所によって判決を受ける。

第 12 条 有権者による十分な情報の下での選択を提供する手段として、被選挙権者は、下記の事柄を明らかにする宣誓供述書を立候補登録と共に提出する。

- (a) その者自身、配偶者及び扶養家族の所得及び資産。
- (b) その者の経歴及び学歴。
- (c) もしあるならば、その者の刑事上の有罪記録。

- (d) 係争中の裁判において 1 年以上の禁固刑に罰することの出来る罪について告発されている、並びに立候補登録の申請以前にその罪が形作られた又は裁判所によって認知されたかどうか。

第 24 章 王立会計監査院

- 第 1 条 公的財源の用途について経済性、効率性及び有効性に関する監査及び報告を行なう王立会計監査院を設置する。
- 第 2 条 王立会計監査院は、総理大臣、ブータン最高裁判所長官、国民議会議長、国民評議会議長及び野党代表により共同推薦された名簿の優秀な者の中からブータン国王によって任命される王立会計監査院長官により統轄される独立した機関である。
- 第 3 条 王立会計監査院長官職の在任期間は、5 年又は 65 歳に達するまでのいずれか短い期間までとする。
- 第 4 条 王立会計監査院は、何事にも恐れること無く、臆慮無く及び偏見無く、行政、立法、司法のあらゆる部署の会計及び、公的機関、公的基金、警察、国防軍、国税局の受領済みの金銭及び準備金を監査する。
- 第 5 条 王立会計監査院長官は、年度会計監査報告書をブータン国王、総理大臣及び国会に提出する。
- 第 6 条 国会は、年次会計報告書又は王立会計監査院長官より提出されたその他の報告書について国会へその考察を検査及び報告するのに適していると認められた国会議員によって組織される公的経理委員会の 5 人の委員を任命する。
- 第 7 条 王立会計監査院は、会計監査法 (Audit Act) に応じて機能する。

第 25 章 王立公職人事委員会

- 第 1 条 効率的、透明的及び責任的な姿勢で公的義務を果たす、独立して政治に属さない公務員を促進及び保障する王立公職人事委員会を設置する。
- 第 2 条 委員会は、総理大臣、ブータン最高裁判所長官、国民議会議長、国民評議会議長及び野党代表により共同推薦された名簿から委員会の機能を助長するであろう、適正及び経験を持つ優秀な者の中からブータン国王によって任命された委員長及び他 4 名の委員から構成される。
- 第 3 条 委員会委員長職及び委員職の在任期間は、5 年又は委員長職については 65 歳、並びに委員職については 60 歳に達するまでのいずれか短い期間までとする。
- 第 4 条 委員会は、政府の政策及び計画を実行するのに際して、最良の統治及び社会正義を促進する為、非常に高い道徳性及び誠実性によって導かれた専門的サービスを公務員が提供することを保障するよう努める。
- 第 5 条 委員会は、長所、生産力及び公正さを促進する為、求職、任命、人事、研修、移動及び昇進に関わる共通規定及び制限を全ての行政機関に普及させることを保障する。
- 第 6 条 委員会は、これら委員会を含む行政上の決定に反対する訴えを聞き入れる為、全ての公務員が第 21 章第 16 条の下、設立された行政裁判所を通し正義に頼ることを保障する。
- 第 7 条 委員会は、行政的活動によって不利益を被った全ての公務員に面会することが出来る。
- 第 8 条 政府の中央人事機関として機能する委員会は、定期的に会合を行い、又常設事務局によって支援される。
- 第 9 条 委員会は、ブータン国王及び総理大臣に対しその政策及び活動についての年次報告書を提出する。

第10条 王立公職人事委員会は、公職人事法 (Civil Service Act) に応じて機能する。

第 26 章 反汚職委員会

第 1 条 独立機関であり王国内において汚職を防止及び阻止する為の全ての必要な方法を実行し、又国会において策定された法律によって規定されている権力及び機能を行使する機関であり、1名の委員長の統轄の下、2名の委員から構成される半汚職委員会を設置する。

第 2 条 委員会の委員長及び委員は、総理大臣、ブータン最高裁判所長官、国民議会議長、国民評議会議長及び野党代表により共同推薦された名簿からブータン国王によって任命される。

第 3 条 委員会委員長職及び委員職の在任期間は、5年又は65歳に達するまでのいずれか短い期間までとする。

第 4 条 委員会は、ブータン国王、総理大臣及び国会に対し、その政策及び活動についての年次報告書を提出する。

第 5 条 委員会の調査結果に基づく個人、政党又は機関の起訴は、裁判所による判決の為司法長官の職により敏速に引き継がれる。

第 6 条 反汚職委員会は、反汚職法 (Anti-Corruption Act) に応じて機能する。

第 27 章 防衛

第 1 条 ブータン国王は、正規軍及び民兵の最高位に位置する最高司令官を務める。

第 2 条 王立身体護衛隊は、ブータン国王の警護について責任を負う一方、王国陸軍は、専門的常備軍として機能する、又両軍は安全

危機に対しブータン防衛の中心的役割を務める。

第 3 条 王国警察は、訓練された均一的な集団として内務省の下、法と秩序の維持及び犯罪の防止について第一に責任を負い、更に国家の防衛力の重要な一部とも考えられる。

第 4 条 国会は、国家の防衛力強化の為、法律により成人国民に義務兵役を要求出来る。

第 5 条 国家は、国家の安全及び福祉を保護する正規軍の維持について責任を負う。

第 6 条 ブータンは、自衛又は安全、領土統一及び主権維持以外の目的において諸外国に敵対して軍事力を行使しない。

第 28 章 司法長官

第 1 条 政府の領域及び職権内より生じる責任、並びに同府に委託されるその他の法律に関する問題を、独立して請け負う司法長官の職を設置する。

第 2 条 ブータン国王は、総理大臣の推薦に基づいて、優秀な法学専門家を司法長官として国王直筆の署名と印章を備えた令状によって任命する。

第 3 条 最高司法官である司法長官は、政府の法律顧問及び法的代表者である。

第 4 条 その職務の遂行として司法長官は、全ての裁判に出廷出来る権利を有する。

第 5 条 司法長官は、法律に応じてあらゆる訴訟を創始、着手及び取り下げる権力を有する。

第 6 条 司法長官は、あらゆる法律上の問題に対し、国会に出席し、意見を表明する権利を有する。

第 7 条 司法長官は、ブータン国王及び総理大臣に対し年次報告書を提出する。

第 8 条 司法長官の職は、司法長官法 (Office of the Attorney General's Act) に応じ機能する。

第 29 章 賃金委員会

第 1 条 独立的で総理大臣の推薦に基づいて随時選出される委員長によって統轄される賃金委員会を設置する。

第 2 条 賃金委員会は、王国経済及び本憲法のその他の規定に十分に配慮し、王立公務員、司法府、正規軍、国会及び地方政府議員、王室、又その他全ての公務員の給料、手当、給付金及びその他の報酬制度の改正について政府に対し提言する。

第 3 条 委員会の提言は、内閣の認可に応じてのみ履行され、又国会によって策定された条件及び修正に従う。

第 30 章 基幹公務員

第 1 条 下記の項目に該当する者のみ、本憲法の下、基幹公務員に就任することが可能である。

- (a) 自然出生によるブータン国民。
- (b) ブータン国民以外の者と婚姻していない者。

第 2 条 本憲法の下、基幹公務員は、下記の者とする。

- (a) ブータンの最高裁判所長官及び最高裁判所裁判官。
- (b) 高等裁判所長官及び裁判官。
- (c) 選挙管理委員会委員長。
- (d) 王立会計監査院長官。
- (e) 王立公職人事委員会委員長。
- (f) 反汚職委員会委員長。

第 3 条 基幹公務員は、政治的関係を持たない。

- 第 4 条 基幹公務員は、再任命に該当しない。
- 第 5 条 国会は、基幹公務員に対し、法律により必要とする教育水準及びその他の要件を規定出来る。
- 第 6 条 基幹公務員は、非常に高い道徳性及び誠実性を保持する。
- 第 7 条 基幹公務員は、その職に就く前、本憲法の補則第 3 条に規定されている、「地位の宣誓又は確約」を行なう。
- 第 8 条 基幹公務員の給料、在職期間、規律及びその他の業務条件は、法律によって規定され、その者の給料及び利益が任命後に不利益に繋がる事が無いように与えられる。

第 31 章 弾劾

- 第 1 条 基幹公務員は、弾劾によってのみ解任される。
- 第 2 条 基幹公務員は、国会議員総数の 3 分の 2 以上の同意の下、不正行為についてのみ弾劾に処せられる。
- 第 3 条 国会は、基幹公務員を弾劾する、唯一の権力を有する。
- 第 4 条 ブータン最高裁判所長官は、全ての弾劾手順を統轄し、又最高裁判所長官の弾劾については、最高裁判所の最年長裁判官が統轄する。
- 第 5 条 司法長官は、国民議会議長に対し弾劾条項に沿っての報告書を提出する。
- 第 6 条 弾劾についての手順は、自然正義の原理を含む、国会によって策定された法律に従う。

第 32 章 国民投票

- 第 1 条 国民の意思は、国民投票において、全県より数えられた投票総数の単純過半数によって表現される。

第 2 条 下記によって、ブータン国王は、国民投票を命ずることが出来る。

(a) 国王によって法案が国家の重要事項であると判断され、国会の両院合同会議にて可決されなかった場合。

(b) 全ての県議会議員総数の3分の1以上によって作られた要求。

第 3 条 住民投票は、税の課税、変動又は廃止に関する事柄については実施されない。

第 4 条 国会は、国民投票実施についての手順を法律によって規定する。

第 33 章 緊急事態

第 1 条 ブータン国王は、国家又はそのあらゆる地域の主権、安全及び領土保全が外的侵略又は軍事暴動行為により脅かされた際、総理大臣の勧告状に基づいて、非常事態を宣言する事が出来る。

第 2 条 ブータン国王は、総理大臣の勧告状に基づいて、国家全部又はその一部が脅かされるもしくは影響を受ける、社会的緊急事態又は大災害を宣言することができ、その際、政府は状況の必要性により絶対に必要とされた範囲において、本憲法の条項から逸脱する処置を講じることが出来る。

第 3 条 本章第 1 条及び第 2 条に基づく非常事態の宣言は、国会の両院合同会議において国会総議員数の 3 分の 2 以上によって具体的期日内での延長が決議された場合を除き、宣言された日から 21 日間以内の期間において効力を維持する。

第 4 条 国民議会議員総数の 4 分の 1 以上により、非常事態の宣言又は非常事態の効力延長を否認する為の決議案を、議会が閉会中であればブータン国王へ、開会中であれば国民議会議長へ文章にて提出することが出来る。

第 5 条 国民議会議長又はブータン国王によってその動議が受理された日より 21 日間以内に国会の両院合同会議が開催されない場合

には、非常事態宣言は直ちに失効する。

第 6 条 非常事態宣言が施行されている場合、政府は、当該の地方政府に対し適切な指示を与える権限が与えられる。

第 7 条 非常事態宣言が施行されている場合、第 7 章第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 12 条及び第 18 条に基づく本憲法によって与えられた権利の施行は、一時停止させることが出来る。

第 8 条 ブータン国王は、ブータンの財政及び通貨の安定性が脅威にさらされていると国王が認識した場合、総理大臣の勧告状に基づき、財政的非常事態を宣言出来る。そのような宣言は、国会の両院合同会議において国会議員総数の 3 分の 2 以上によって具体的期日内での延長が決議された場合を除き、宣言された日から 21 日間以内に各議会に提出される。

第 9 条 憲法は、国家の非常事態期間中には改正されない。

第 34 章 改正

第 1 条 第 2 章第 26 条の条項に従い、国会は、本章に規定された手順に応じ本憲法の条項を追加、変更又は廃止などの方法により改正する権利を有する。

第 2 条 本章第 1 条に基づく憲法改正の動議は、両院合同会議における国会議員総数の単純過半数によって提出され、国会議員総数の 4 分の 3 以上によって可決されたのを受け、憲法はブータン国王により与えられる承認を受け改正される。

第 3 条 国会は、国会により憲法法案が国家の重要事項であると判断されたにも拘らず、ブータン国王より承認を与えられなかった場合、国民投票を命ずることが出来る。これに応じて、第 32 章第 1 条、第 3 条及び第 4 条が適用される。

第 4 条 本憲法のゾンカ語版及び英語版の間で意味が異なるあらゆる場合において、各原文は、同様な権威があると認識され、裁判所

は 2 つの原文を一致させる。

補則第 1 条 ブータン王国の国旗及び国章

・ 国旗

旗の上半分の黄色は、国王の俗世界（政治的）の権威を表現する。それは、宗教と政治の両面において国王の御行為が実り多いことを意味する。

旗の半分のオレンジ色は、宗教的行為、すなわち仏教のカギユ派及びニンマ派の哲学とその精神性の御加持の尊さを表現する。

龍は、国名の由来を表し、その純白色は、国家の数多くの民俗・言語に基づく諸派の国家への忠誠を表現する。歯を剥き出しにしている口は、国家の守護神と守護女神の威厳を表し、又宝珠は、豊かさとして国家の完全性を表現する。

・ 国章

国章は、蓮の花の上に位置する 2 重の金剛の上にそびえる宝珠及びそれを囲む 2 匹の龍によって形作られる。2 重の金剛は、聖（宗教的）及び俗（政治的）権力がヴァジュラヤナ (Vajrayana Form)¹⁸の教えに基づく調和を表現している。蓮の花は、純潔を表し、宝珠は主権を表し、又 2 匹の雄と雌の龍は、王国の名前の由来を表現している。

補則第 2 条 ブータン王国国歌

18 密教の意。

雷龍の王国をイトスギの木で飾る

守護神は、政教 2 元の教えを守る

高貴で榮譽に満ちた王は、与えられたその支配権を拓げる

王の人格は平常であり、永久的な物を忠実に守るが

ブッタの教えは繁栄し続ける

平和及び幸福の太陽は国民（ブータン）の上に輝き続ける

補則第 3 条 任務の宣誓又は確約

私、(氏名) は、ブータンの主権及び統合を忠実に堅持し、国王、王国及び国民 (Tsawa-sum) への奉仕を意識し、自らの職務を何事にも恐れず、如何なる者にも臆へせず、自らの能力の限りを尽くし、ブータン王国憲法に忠誠を抱き、任務遂行することを厳粛に誓約する。

補則第 4 条 秘密厳守の宣誓又は確約

私、(氏名) は、(職名) の責任を果たす為に必要とされた場合を除き、ブータン王国政府の (職名) である私の考察の下に持ち込まれた、もしくは私に知らされた事柄に関してあらゆる人物に対し直接的又は間接的に伝える、もしくは明らかにしないことを厳粛に誓約する。

共訳

(ペマ ギャルポ・本学法学部教授)

(かねだ ゆうじ・岐阜女子大学特別研究員)